



# すべての人々の「人権」が尊重されるまちづくりを推進します

## 主な「人権問題」への取り組み

### ■女性の権利

誰もが性別にかかわらず、均等に責任を担い幸せを分かちあうことができ、男女共同参画社会の実現に向けて、市民グループの活動支援等に引き続き取り組めます。

### ■子どもの権利

子どもの権利条約の周知・啓発に努めるとともに、児童虐待の防止や早期の発見、いじめや不登校等、子どもたちの「心」を支えるシステムの充実を取り組み、子どもの人権を保障する取り組みを推進します。

### ■高齢者の人権

高齢者に対する偏見の解消や認知症に関する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、高齢者虐待をはじめとした権利侵害に対する支援体制を充実します。

### ■障がいのある人の人権

就労環境の整備やバリアフリーの実現、スポーツや音楽・文化活動に関するイベントや交流事業の積極的な推進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う「共生社会」の実現を目指します。

### ■平和問題

「差別発言」や「差別落書き」インターネット上での誹謗中傷や差別を助長する表現」が繰り返され、結婚差別や転居に伴う「土地差別」について、市民の現状認識を広げるとともに、根深く存在している差別意識の解消を図る取り組みを引き続き推進します。

### ■外国人の人権

外国人の持つ多様性を尊重する人権意識の高揚と国際感覚を醸成する学習や啓発等、在住外国人の人権尊重を基本に据えた取り組みを推進します。

### ■HIV感染者等の権利

正しい知識の普及と感染者等に対する差別・偏見の解消を図るため、ポスターや啓発紙による広報・講演会等、あらゆる機会を活用した教育・啓発活動を推進します。

### ■家族

市民一人ひとりが人権尊重の理念について理解を深め、日常生活において人権尊重の意識がその態度や行動に現れ、人権をわが事であるという感覚として身につけることが重要です。

### ■学校等

自然や地域での体験学習、外国人や高齢者・障がいのある人等との交流、家庭や地域社会との連携、教職員の人権研修の実施等学習環境の整備・充実を取り組みます。

### ■地域・職場・企業等の事業所

市民や事業者の主体的な活動を支援するため、人材や施設・教材の提供を行います。

## 「第2次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」の策定に寄せて

人権教育の推進を目的とした日本最初の法律である「人権教育・啓発推進法」が平成十二年(二〇〇〇年)三月に策定され、すでに十年が経過しました。同法の第五条に「たわねた、地方公共団体の責務を具体的に遂行するため、本市においては、市人権教育・啓発の推進に関する総合推進指針」を平成十四年(二〇〇二年)五月に策定し、各種施策が実施されてきました。その成果を検証する一つの手段として、平成二十二年(二〇一〇年)十一月に人権についての「市民意識調査」が行われ、報告書が出されました。また、「芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会」において、「市民意識調査」の結果を分析するとともに、第二次の総合推進指針」を策定するための検討を重ねてきました。

## 「第2次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」の構成

- 第1章 総合推進指針の策定にあたって
  - 1 人権をめぐる国際社会における取り組み
  - 2 人権をめぐる日本における取り組み
  - 3 人権をめぐる芦屋市における取り組み
- 第2章 人権に関する基本的理念
  - 1 人権の基本理念
  - 2 人権教育・人権啓発の定義
- 第3章 主な人権問題の現状と課題
  - 1 女性の権利
  - 2 子どもの権利
  - 3 高齢者の権利
  - 4 障がいのある人々の権利
  - 5 平和問題
  - 6 外国人の権利
  - 7 HIV感染者等の権利
  - 8 インターネットによる人権侵害
  - 9 その他の人権問題
- 第4章 あらゆる場における人権教育・人権啓発の推進
  - 1 家庭 / 学校 / 地域 / 職場(企業等の事業所) / 広域的な教育および啓発活動
- 第5章 市民等への啓発
  - 1 全庁的な職員研修の充実
  - 2 職場環境の改善
  - 3 特定職業従事者に対する研修の充実
  - 4 教職員/消防職員/医療・保健関係者/福祉関係者
- 第6章 本指針の総合的・効果的な推進
  - 1 事業計画の策定
  - 2 全庁的な推進体制
  - 3 人権教育・人権啓発推進懇話会の意見の反映
  - 4 人権関係機関のネットワークの構築
  - 5 市民の自発的活動の促進
  - 6 人権の視点に立った事業評価
  - 7 指針の見直し



芦屋市の人権推進シンボルマーク

## 《プロフィール》



平沢 安政(ひらさわ やすまさ)氏

現在、大阪大学大学院人間科学研究科教授(生涯教育学・人権教育学)、大阪府人権施策推進審議会委員、文部科学省「人権教育の指導方法等に関する調査研究会」委員、芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会会長など。人権教育の理論と実践に関する幅広い研究を行なう。

## はじめに

国際連合(国連)では、人権という普遍的な文化を構築することを目的に平成17(2005年)から「人権教育のための世界計画」を開始し、平成22(2010年)からの第2段階(第2フェーズ)では、高等教育における人権教育や教員・公務員・法執行官等の特定職業従事者に対する人権研修の推進を呼びかけています。

わが国においては、平成14年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、国や地方公共団体、国民の責務等を明らかにして人権教育・人権啓発に取り組んできました。今なお、さまざまな人権問題が存在しインターネットや電子メールによる人権侵害等、新たな人権課題が発生しています。

本市においては、人権教育・人権啓発に関わる施策の進捗状況を踏まえ、さまざまな人権問題に対応するため、平成23年度から5年間を計画期間とする「第2次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」を策定し、指針に基づき人権尊重のまちづくりの実現に向けた教育・啓発事業を推進しています。



「第2次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」を策定し、指針に基づき人権尊重のまちづくりの実現に向けた教育・啓発事業を推進しています。

## ■人権をめぐる芦屋市の取り組み

本市では、「第3次芦屋市総合計画(平成13~22年度)」において、市民と行政の協働のもと、「ふれあい文化を育てるまちづくり」を基本理念とし、活気あふれる豊かな生活環境と人権が尊重されるまちづくりに努めてきました。とりわけ、阪神・淡路大震災等から学んだ生命の尊厳や人と人のつながりの大切さ等、貴重な教訓を生かした取り組みを進めています。

しかしながら、近年の急激な社会情勢の変化とともに、本市においても「いじめ」や「うつ病」「自殺」や「ドメスティック・バイオレンス」のほか「インターネット」を利用した差別メールや掲示板への書き込み等、新たな人権問題に対する取り組みが喫緊の課題となっています。

今後は、人権の尊重をめぐる国内外の動向や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の趣旨を踏まえるとともに、本市のまちづくりの指標となる「第4次芦屋市総合計画(平成23~32年度)」で示される課題や目指すべき社会像も見据えながら、豊かな人権文化に満ちたまちづくりを目指して、市民と行政の協働のもと、より積極的に取り組んでいきます。

(「第2次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」抜粋)



## ■「第2次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」の構成

- 第1章 総合推進指針の策定にあたって
  - 1 基本的な考え方
- 第2章 人権に関する基本的理念
  - 1 人権の基本理念
  - 2 人権教育・人権啓発の定義
- 第3章 主な人権問題の現状と課題
  - 1 女性の権利
  - 2 子どもの権利
  - 3 高齢者の権利
  - 4 障がいのある人々の権利
  - 5 平和問題
  - 6 外国人の権利
  - 7 HIV感染者等の権利
  - 8 インターネットによる人権侵害
  - 9 その他の人権問題
- 第4章 あらゆる場における人権教育・人権啓発の推進
  - 1 家庭 / 学校 / 地域 / 職場(企業等の事業所) / 広域的な教育および啓発活動
- 第5章 市民等への啓発
  - 1 全庁的な職員研修の充実
  - 2 職場環境の改善
  - 3 特定職業従事者に対する研修の充実
  - 4 教職員/消防職員/医療・保健関係者/福祉関係者
- 第6章 本指針の総合的・効果的な推進
  - 1 事業計画の策定
  - 2 全庁的な推進体制
  - 3 人権教育・人権啓発推進懇話会の意見の反映
  - 4 人権関係機関のネットワークの構築
  - 5 市民の自発的活動の促進
  - 6 人権の視点に立った事業評価
  - 7 指針の見直し

「第2次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」を策定し、指針に基づき人権尊重のまちづくりの実現に向けた教育・啓発事業を推進しています。



重くの視点に立つて、自らの職務に取組むことが、人権教育・人権啓発の推進に大きく貢献する。

## 指針の総合的・効果的な推進

人権尊重を基本理念とし、各部署が相互に連絡・調整を行い、全庁的な体制で効果的かつ総合的な推進を図るとともに、事業評価と進行管理を行います。

また、学識経験者の専門的な意見を参考に、人権にかかわりの深い各種特定職業従事者教職員、消防職員、医療・保健関係者、福祉関係者等に対する研修の充実を明記している点は、国連が推進する「人権教育の2010年」の内容とも合致しており、先進的な特徴が表れています。

今後は、人権教育・啓発を効果的に推進するためには、市による人権行政の全般的推進はもとより、市民・事業者団体等のさまざまな主体の参画と協働が不可欠であり、この指針の趣旨に沿った取り組みが大きな成果をあげることが強く願っています。

\*今回は本市の「総合推進指針」策定に「尽力」いただいた芦屋市人権教育・人権啓発推進懇話会会長の平沢先生に、策定の背景や指針の特徴、経緯等について、ご執筆いただきました。

**GATV 広報番組ガイド**

5月後半	芦屋市広報番組 あしや トライ あんぐる	放送時間(15分)
オープニング	奥池湖畔「奥池園地」から	8:30
トピックス	東北地方太平洋沖地震義援金チャリティコンサート - 芦屋から被災地へ -	12:00
	新・芦屋市議会議員紹介	18:15
特集	山中市長に聞く - 被災地視察の報告と芦屋市の被災地支援 -	22:45
お知らせ	市民と市長の集会所トーク 歯の衛星週間	※DVD 貸出可
エンディング	市制施行70周年記念写真集「芦屋の四季・70選」から	

■アナログ放送は9chで、地上デジタル放送は11chでご覧ください。  
■番組に関する問い合わせ 広報課 ☎38-2006 ■CATV全般に関する問い合わせ 株式会社ケーブルネット神戸芦屋(J:COM)カスタマーズセンター ☎0120-999-000

**「芦屋シティグラフ好評発売中！」**

市では、「芦屋シティグラフ(A4判・52ページ)全カラー刷り」を発行・発売しています。

芦屋の自然や歴史、芦屋ゆかりの芸術・文学・文化。それらに触れつつ散歩を楽しめるコースの紹介、行政の動きや統計、また市内の医療機関一覧(地図)など盛りだくさんの情報を、写真170点のほかイラストや地図とともにわかりやすく掲載しています。

芦屋市の紹介等に、ぜひご活用ください。

■発売 市役所行政情報コーナー・ラポルテ市民サービスコーナー  
■定価 300円

問い合わせ 広報課 ☎38-2006

**◆市制施行70周年記念写真集◆**

**芦屋の四季・70選** ~市民がつづる「芦屋の四季」~

市では、市民の皆さんの写真でつづった市制施行70周年記念写真集「芦屋の四季・70選」を発行・発売しています。

市制施行70周年の記念として、市民の皆さんがつづられた現在の芦屋風景を、お手元に1冊残しておかれませんか。

■規格 菊A4判・120ページ/上製本・カラー印刷  
■価格 1,000円  
■発売所 行政情報コーナー(市役所北館1階) ラポルテ市民サービスコーナー

問い合わせ 広報課 ☎38-2006

**「芦屋市ガイドマップ」を差し上げています**

全市の市街図のほか、市章の由来、市の木・市の花の紹介、市内の主な施設・窓口案内、芦屋の歴史や見て歩きマップなどを掲載しています。

お1人に1部を、市役所1階行政サービスコーナー、ラポルテ市民サービスコーナーで差し上げています。

ご希望のかたは、お申し出ください。  
\*印刷部数に限りがありますので、複数部数が必要なかたは、広報課へご相談ください。

問い合わせ 広報課 ☎38-2006